

平成26年分所得税の確定申告と、平成27年度市県民税の申告受付相談は、下表の申告相談会場で受け付けます。

- 各支所会場では、日程が限られており混雑が予想されます。相談者が多い場合は、時間内であっても受付できない場合があります。
- 支所会場が混雑している場合は、開催期間の長い本庁会場または北部振興局会場をご利用ください。

●国税務課、北部振興局福祉生活課、各支所窓口では、申告相談を受付していません。下記の各会場をお願いします。

問合せ先

税務課	(☎65-6524)
北部振興局	(☎82-5901)
浅井支所	(☎74-4352)
びわ支所	(☎72-5253)
虎姫支所	(☎73-4852)
湖北支所	(☎78-8301)
高月支所	(☎85-3113)
余呉支所	(☎86-3223)
西浅井支所	(☎89-1121)

申告相談会場		申告相談日	受付時間
本庁	1階：多目的ルーム	2月16日(月)～3月16日(月)	【午前の部】 8時30分～11時30分 【午後の部】 13時～16時 ※土日を除く。
北部振興局	2階：第1・2会議室		
湖北支所	1階：1-A会議室	2月16日(月)～2月18日(水)	
びわ文化学習センター(びわ支所)	1階：視聴覚室	2月19日(木)～2月23日(月)	
高月支所	3階：3-B会議室	2月24日(火)～2月26日(木)	
虎姫生きがいセンター(虎姫支所)	1階：会議室	2月27日(金)～3月3日(火)	
浅井支所	3階：大会議室	3月4日(水)～3月6日(金)	
やまなみセンター(余呉支所)	1階：会議室	3月9日(月)～3月11日(水)	
西浅井公民館(西浅井支所)	1階：会議室	3月12日(木)～3月16日(月)	

行政 Information **長浜税務署の確定申告会場を1月26日(月)から開設します**

長浜税務署の確定申告会場が、1月26日(月)から同署内で特設されます。

それまでの期間は通常窓口での対応となりますので、混雑状況によっては長時間お待ちいただくことがあります。

また、混雑状況により、相談受付を早め(16時頃)に締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

確定申告書の作成は、「確定申告書等作成コーナー」が大変便利!

自宅等で国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、プリンタで申告書が印刷できます。この申告書は、郵送で提出できるほか、インターネットにより申告書データを送信できるため、混雑した確定申告会場にお越しいただく必要がありません。

詳しくは次のホームページをご覧ください。
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

問合せ先
長浜税務署個人課税部門
☎62-6144



行政 Information **償却資産の申告は1月末までに**
国税務課 (☎65-6523)

固定資産税における償却資産とは

会社や個人で工場、商店などを経営している人や、アパート、駐車場を貸している人などが、その事業のために用いる資産(構築物・機械・備品など)のことで、土地・家屋とともに固定資産税の課税対象となります。

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。

償却資産をお持ちの人は、毎年1月1日現在の資産状況について申告してください。

償却資産の所有者には、12月上旬に申告書類を送付していますので、お早めに申告いただきますようお願いいたします。(前年から資産の増減が無い場合や、廃業した場合も申告が必要です)

なお、新たに開業された人などで申告書類が必要な人は、税務課まで連絡ください。



「申告される皆さんへ」

◎相談内容は、市県民税の申告、所得税の確定申告で医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関する申告です。

※営業、不動産、配当、譲渡(株式含む)所得に関することや青色申告についての相談は、税務署でお願いします。

◎事業所得(農業所得含む)や不動産所得などがある人は、「**収支内訳書**」の添付が必要です。所得の収支計算を行い、**事前に書類を作成**してお越しください。

※収支内訳書を作成されていないときは、申告相談の受付ができませんのでご注意ください。

◎医療費控除を申告する人は、平成26年中に支払われた**医療費の総額を必ず事前に計算**しておいてください。(文書料・差額ベッド料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります)。また、健康保険や生命保険などで補った保険金があれば、その金額がわかるものを必ずお持ちください。

※医療費の総額を計算されていないときは、申告相談会場において、ご自身で計算してからの受付になります。

◆申告に関する詳しい内容は、次号(1月15日号)でご確認ください。

行政 Information **農耕作業用車両をお持ちの人へ**
国税務課 (☎65-6508)

農耕作業用車両の登録がお済みでない人は早めに手続きをお願いします

田植機、コンバイン、トラクターなどの農耕作業用車両のうち、最高速度が時速35km未満の乗用装置がある車両は、公道走行の有無に関わらず、軽自動車税の課税対象となります。

農耕作業用車両をお持ちの人は、登録手続きをお願いします。



申請窓口

- ・税務課(東館1階)
- ・北部振興局福祉生活課・各支所

持ち物

- ・印鑑(認め印可、朱肉を使うもの)
- ・届出者の本人確認書類(運転免許証など)
- ・販売譲渡証明書
- ・委任状(納税義務者と届出者が別世帯のとき)